

社会福祉法人府中町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人府中町社会福祉協議会（以下〔会〕という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給の基準及び方法について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員等を言う。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表のとおりとする。

別表

職 名	支給区分	報 酬 額
会 長	月 額	70,000 円
理 事	日 額	5,000 円
監 事	日 額	5,000 円
評議員	日 額	5,000 円
ふれあい相談員	日 額	3,000 円
苦情解決第三者委員	日 額	3,000 円

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときには、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(費用弁償)

第5条 費用弁償による費用は、理事、監事、評議員、顧問及び委員が職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 旅費の額は別表のとおりとする。

3 第1項の旅費は会所在地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(委任)

第6条 臨時に会の用務を囑託して旅行する者の費用弁償は、別表の額の範囲内で会長がこれを定める。

(公表)

第7条 会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給の方法については会職員の例による。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）旅費

種 別	金 額
鉄道賃、船賃 車賃及び航空賃	社会福祉法人府中町社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程（平成23年4月1日施行）の例による。
日 当 （1日つき）	2,600円
宿泊料 （1夜につき）	13,100円
食卓料 （1夜につき）	2,600円